

# レンジ台付収納庫の検査マニュアル

制定 平成3年11月1日  
製品安全協会

## (検査マニュアルの目的)

この検査マニュアルは、製品安全協会の定める「レンジ台付収納庫の認定基準及び基準確認方法」に基づき協会がレンジ台付収納庫に対するSGマークの認定を行う際の試験方法の解釈等を定めたものである。

## 3. 安全性品質

### 1. (1) 認定基準

- (ア) 通常使用時（手入れ時及び移動時を除く）に一般消費者が手を触れる箇所の近傍についても本規定を適用するものとする。
- (イ) 手入れ時又は移動時に一般消費者が手を触れる恐れのある箇所（例えば、鋼板の切断面）については、製品に添付されている取扱説明書等において、注意すべき箇所を具体的に指摘している場合は、当該箇所については本規定を適用しないものとする。
- (ウ) 一般消費者が組み立てる製品については、製品に添付されている組立説明書等において安全に組み立てるための具体的な手段（例えば、手袋着用）を指示している場合には、組立時にのみ、手の触れる箇所については本規定を適用しないものとする。

### 1. (2) 認定基準

試験は、水平で平坦な床面に静置して行う。なお、一般消費者が組み立てるものにあつては、取扱説明書に従い完全に組み立てた後に行うものとする。

### 1. (2) 基準確認方法

「操作により確認する」とは、本体を軽く揺らすことにより、本体、扉、引出し、スライド式テーブル等の傾き及び著しいぐらつきがないことを確認することをいう。

### 1. (3) 基準確認方法

「操作により確認する」とは、可動部分毎に最大限まで開閉又は出し入れ操作を2～3回繰り返すことにより確認することをいう。（2、3、5、6及び7の基準確認方法の項目に関しても準用する。）

### 1. (4) 認定基準

「可動防止のための措置を講じている」とは、下記のいずれかをいう。

- ㊸収納庫底面後部にキャスタが2輪で前部に固定脚を有するもの。
- ㊹ストッパー付きのキャスタを2個以上有するもの。
- ㊺上記2項と同等以上の性能を有するもの。

## 2. 基準確認方法

- (ア) 「2倍の荷重」とは、表示耐荷重の2倍の数値の1kg未満を切上げた数値の荷重をいう。（4.(1)、5、6及び7の基準確認方法の項目に関しても準用する。）
- (イ) 「使用上支障のある変形等」には、当て板によってできたヘコミやキズは含まないものとする。（3、5、6及び7の基準確認方法の項目に関しても準用する。）

## 3. 基準確認方法

- (ア) 「下部を固定」とは、側板下端の全幅に渡って剛性のある材料で、本体が浮き上がらないように確実に固定するものとし、その時の固定材の高さは原則として、50～100mmとする。なお、困難な場合に限り固定材が30～50mm位、本体下端にかかることのできるような大きさの固定材を使用するものとする。（図1参照）
- (イ) 「側方荷重」とは、プシュプルゲージ若しくは、これと同等な器具を用いた方法により行うものとする。

- (ウ) 荷重は、静かに加えるものとし、機械的に負荷をかける場合にあつては、負荷速度は毎分50mm以下とする。(4、5、6及び7の基準確認方法項目に関しても準用する。)
- (イ) レンジ台棚板の側面の形状により当て板を介して水平に側方荷重を加えることができない場合は、当て板の位置を必要最小限、下方に移動するものとする。

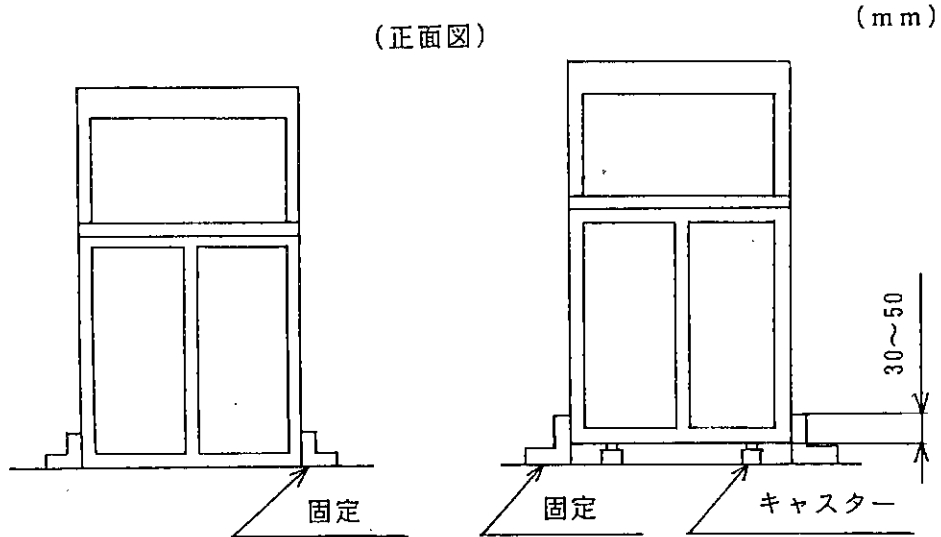


図 1

4. (1) 基準確認方法

- (ア) スライド式テーブルの奥行きが短いため(注4)の当て板が、使用上不可能である場合は、最大限に引き出されたテーブルの前縁から50mm内側の位置に当て板の外縁を合わせ、テーブルの最後端部までの長さの奥行き(最大奥行き長さ)の当て板を使用するものとする。
- (イ) スライド式テーブルの幅が狭いため(注4)の当て板が、使用上不可能である場合は、(注4)の当て板より幅の狭い当て板を使用するものとする。

4. (2) 基準確認方法

荷重を負荷したときに本体が移動する場合は、図2に従い固定材を前面に設けることとする。なお、固定材の高さは、10mm程度とする。または、これと同等以上の性能を備えているものを使用するものとする。(キャスタ付きも同様とする。)

(図2参照)

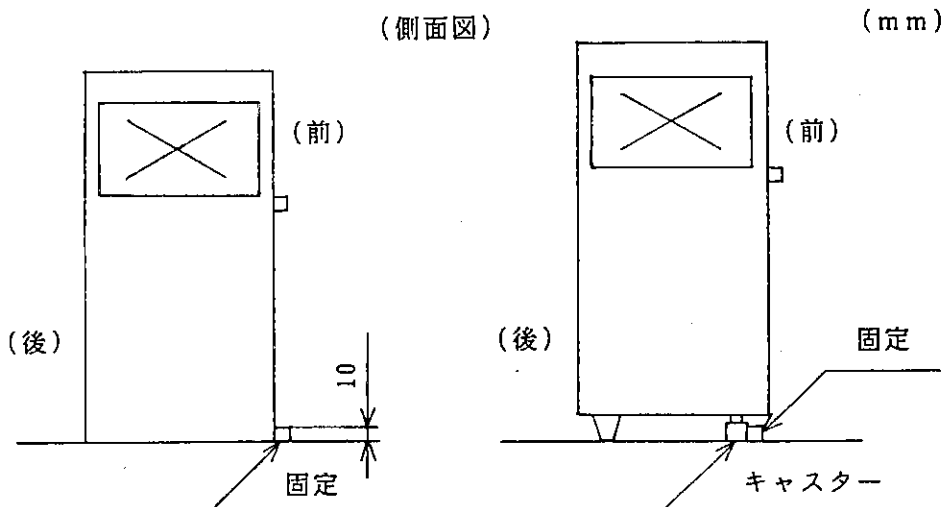


図 2

## 5. 基準確認方法

- (ア) 「荷重を加えた状態でスライド式テーブル、扉、引出し等の開閉及び出し入れに支障がなく」を確認する際、スライド式テーブルに荷重を加えた状態では、当該テーブルの収納が困難な場合は、当該テーブル自身に関する確認は省略できるものとする。  
(6及び7の基準確認方法の項目に関しても準用する。)
- (イ) 「荷重を加えた状態でスライド式テーブル、扉、引出しの開閉及び出し入れに支障がなく」を確認する際、スライド式テーブルを引き出したことにより本来の機能を発揮できない部分(スライド式テーブル直下の引出し、フラップ式扉等)については、本規定を適用しないものとする。

## 6. 基準確認方法

「ほぼ等分布に加え」とは、砂袋を棚板上面に置く方法又はこれと同等な方法をいう。(7の基準確認方法の項目に関しても準用する。)

## 8. 認定基準

- (ア) 「見え隠れ部分」については、確認しないものとする。
- (イ) 「耐食性材料」とは、ステンレス鋼、アルミニウム合金、黄銅等をいう。
- (ウ) 「防せい処理」とは、メッキ、塗装、ホウロウ等が施されている状態をいう。

## 4. 表示及び取扱説明書

### 1 認定基準

「容易に消えない」とは、手若しくは布でこすったときに消滅又ははく離しないことをいう。

### 2. (4)(c)認定基準

「地震時の転倒を防止するためには、別途処置を講ずる」とは、SGマーク制度においては、地震時の耐転倒性についての配慮がなされていないため、地震時の転倒及び収納物の落下等について対策を講ずる必要がある場合は、消費者自身の責任において実施を行うとの意味であり、同様の主旨で明記するものとする。

なお、注意事項の内容として「地震時対策を講じたレンジ台付収納庫であっても、地震により転倒又は収納物が落下したことによって発生した傷害は、SGマーク制度の適用外である」旨を明記するものとする。

### (他法令への適合性の確認)

他法令(電気用品取締法及び食品衛生法等)が適用される製品にあつては、当該法律及び関係政省令の中で、安全性等の規定を設けている。従つて、実地検査においては、検査成績書等で確認する必要がある。よつて、対象製品については証明書等により確認を行うものとする。